

公益社団法人古河市シルバー人材センター役員の  
報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人古河市シルバー人材センター（以下「センター」という）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 2 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 前項の規定に関わらず、役員が事務局長を兼務する場合には報酬を支給しない。
- 3 役員に対しては、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の算定基準)

第4条 理事長に対する報酬は月額とし、別表第1に定める額の範囲内において、理事会の決議により決定する。

- 2 役員に対する報酬は、別表第2に定める額とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 役員の報酬は、理事会、監事監査、総会及びこれに準ずる会議等(以下「理事会等」という。)への出席の都度、支給する。
- 3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申出によりその指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用の額については、別表第3に定める金額とする。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 理事長の報酬

月額20万円までの範囲内

別表第2 役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として

理事	一人日額	5,000円
監事	一人日額	10,000円

別表第3 費用の額

(1) 役員の市内職務に係る費用	役員の実家からセンター又は開催場所まで
ア 公共交通機関による場合	実費
イ 自動車等による場合	片道1キロあたり40円
(2) 役員の市外職務に係る費用	職員旅費規程に定める金額
(3) その他	実費

※ この規程は平成27年2月16日より施行する。